



山形県公報

令和7年10月28日（火）
第651号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |               |       |
|----------------------------------|---------------|-------|
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新                   | （みどり自然課）      | …1073 |
| ○昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部改正 | （同）           | …1076 |
| ○昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部改正 | （同）           | …同    |
| ○昭和60年10月県告示第1300号（鳥獣保護区設定）の一部改正 | （同）           | …1077 |
| ○特定猟具使用禁止区域の指定                   | （同）           | …1078 |
| ○争議行為を行う旨の通知                     | （雇用・産業人材育成課）  | …1079 |
| ○公共測量の実施の通知                      | （農村計画課）       | …1081 |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知          | （森林ノミクス推進課）   | …1082 |
| ○道路の区域の変更                        | （庄内総合支庁建設総務課） | …同    |
| ○県道の供用の開始                        | （同）           | …同    |
| ○公共測量の実施の通知                      | （県土利用政策課）     | …1083 |
| ○同                               | （同）           | …同    |
| ○同                               | （同）           | …同    |
| ○同                               | （同）           | …同    |
| ○同                               | （同）           | …1084 |
| ○同                               | （同）           | …同    |
| ○同                               | （同）           | …同    |
| ○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧        | （都市計画課）       | …同    |
| ○建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出  | （建築住宅課）       | …1085 |
| ○県証紙売りさばき業務の廃止の届出                | （会計局）         | …同    |

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

|                  |   |
|------------------|---|
| ○漁業法によるはたはた採捕の制限 | 同 |
|------------------|---|

### 公 告

|                  |         |       |
|------------------|---------|-------|
| ○特定調達契約に係る落札者の公告 | （建設企画課） | …1086 |
|------------------|---------|-------|

## 告 示

### 山形県告示第740号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和7年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- （1）名 称 千歳山鳥獣保護区（山形市）  
（2）区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
（3）存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

千歳山鳥獣保護区は、山形市の市街地に隣接しており、古くより阿古耶姫の伝説「阿古耶の松」の千歳山として広く親しまれるとともに、市民の憩いの場やレクリエーションの場として多くの市民に利用されている。区域内では、身近な鳥獣に加え、ニホンカモシカも目撃されるなど、自然とのふれあいの場として非常に重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

(ニ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 2 (1) 名 称 出羽三森鳥獣保護区（天童市）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

出羽三森鳥獣保護区は、舞鶴山、八幡山及び越王山からなり、天童市の市街地に隣接し、神社・史跡等が存在する多くの市民が訪れるエリアで、地元小学校の自然観察学習の場としても利用されており、身近な鳥類等とのふれあいの場として重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

(ニ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 3 (1) 名 称 大井沢鳥獣保護区（西村山郡西川町）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

大井沢鳥獣保護区は、寒河江川右岸の金池山の西側に位置する急峻な地形をもつ区域で、尾根付近はブナ・チシマザサの群落のほか、キタゴヨウやクロベ等が混在し、中・低標高地はブナ・ミズナラ群落及びスギ植林地、川沿いはヤナギ高木群落と非常に変化に富んだ植生になっている。このような自然環境から、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類やイヌワシをはじめとする多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 区域内の不用意な散策等による人身被害、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、自治体と連携協力し、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

## 4 (1) 名 称 大蔵鳥獣保護区（最上郡大蔵村）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

大蔵鳥獣保護区は、銅山川と祓川の間に位置する1,000メートル前後の山々が連なる急峻な山岳地帯で、多くの沢が入り込み、変化に富んだ地形である。植物は大半がブナ・チシマザサ群落、ブナ・ミズナラ群落で、一部キタゴヨウ・クロベ群落やヒメヤシャブシ・タニウツギ群落の見られる天然広葉樹林となっている。鳥獣ではクマタカ等の猛禽類の生息が確認されているほか、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の森林鳥獣をはじめ、多種多様な鳥獣が見られ、鳥獣にとって極めて良好な生息環境である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## ハ 管理方針

国道通行者による鳥獣への影響を防止するため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努め、傷病鳥獣の救護を含め、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

## 5 (1) 名 称 田麦俣鳥獣保護区（鶴岡市）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

田麦俣鳥獣保護区は、梵字川流域に位置し、大部分が磐梯朝日国立公園（出羽三山朝日地区）に含まれ、溪谷が複雑に入り込んだ急峻な地形が続いている。ブナ・チシマザサ群落やヒメヤシャブシ・タニウツギ群落等の自然植生が中心であるが、一部区域には、伐跡群落やブナ・ミズナラ群落やスギ植林地等も広がり、非常に変化に富んだ植生になっている。このような自然環境から、当該区域にはイヌワシをはじめとする非常に多くの森林鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に

生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

---

**山形県告示第741号**

昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和 7 年11月 1 日から施行する。  
令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 1 項第 3 号中「平成27年11月 1 日から平成37年10月31日まで」を「令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで」に改め、同項第 4 号ロ中「地域」を「区域」に、「狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある」を「このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである」に改め、同号に次のように加える。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
  - (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
  - (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
  - (ニ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- 第 3 項第 4 号ロ中「（平成14年法律第88号）」を削る。

---

**山形県告示第742号**

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和 7 年11月 1 日から施行する。  
令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 2 項第 3 号中「平成27年11月 1 日から平成37年10月31日まで」を「令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで」に改め、同項第 4 号ロ中「地域」を「区域」に、「狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある」を「このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである」に改め、同号に次のように加える。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
  - (ロ) 区域内の不用意な散策等による人身被害、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、自治体と連携協力し、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
  - (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
-

## 山形県告示第743号

昭和60年10月県告示第1300号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第3号中「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」を「令和7年11月1日から令和17年10月31日まで」に改め、同項第4号口中「地域内」を「区域内」に、「重要な地域」を「非常に重要な区域」に、「狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある」を「このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである」に改め、同号に次のように加える。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- (ニ) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

第2項第3号中「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」を「令和7年11月1日から令和17年10月31日まで」に改め、同項第4号口中「クマタカ等」を「鳥獣ではクマタカ等の」に、「多様な」を「森林鳥獣をはじめ、多種多様な鳥獣が見られ、」に、「良好な」を「極めて良好な」に、「狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある」を「このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである」に改め、同号に次のように加える。

ハ 管理方針

国道通行者による鳥獣への影響を防止するため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努め、傷病鳥獣の救護を含め、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

第3項第3号中「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」を「令和7年11月1日から令和17年10月31日まで」に改め、同項第4号口中「出羽三山朝日地域」を「出羽三山朝日地区」に、「一部地域」を「一部区域」に、「当該地域」を「当該区域」に、「多くの鳥獣」を「非常に多くの森林鳥獣」に、「狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある」を「このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである」に改め、同号に次のように加える。

ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

## 山形県告示第744号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、特定  
猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 貫津特定猟具使用禁止区域（天童市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 山口特定猟具使用禁止区域（天童市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 鬼ノ目特定猟具使用禁止区域（東村山郡山辺町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 最上川中山緑地特定猟具使用禁止区域（東村山郡中山町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 今宿特定猟具使用禁止区域（北村山郡大石田町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 神室少年自然の家特定猟具使用禁止区域（最上郡真室川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 蛭沢特定猟具使用禁止区域（東置賜郡高畠町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 愛宕山公園特定猟具使用禁止区域（西置賜郡白鷹町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 藤島特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境  
部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 10 (1) 名 称 遊佐特定猟具使用禁止区域（飽海郡遊佐町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 山形県告示第745号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長鶴巻学から、争議行為を行うことについて、令和 7 年10月16日次のとおり通知があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

#### 2 期 間

令和 7 年11月 5 日以降事件解決の日まで

#### 3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町 9 番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき

東田川郡三川町大字横山字袖東 4 番地 9

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院附属クリニック

鶴岡市文園町11番 3 号

医療生活協同組合やまがた

メディカルフィットネス V i V i D

同

医療生活協同組合やまがた

おひさま協立歯科

同 日枝字海老島159番地 1

医療生活協同組合やまがた

訪問看護ステーションきずな

同

医療生活協同組合やまがた

ひとみ保育園

同

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターふたば

同 双葉町13番45号

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターわかば

同

医療生活協同組合やまがた

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝字海老島64番地

医療生活協同組合やまがた

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同 文園町 9 番34号

医療生活協同組合やまがた

小規模多機能型住宅介護事業かがやき

東田川郡三川町大字横山字袖東 4 番地 8

医療生活協同組合やまがた

サポートセンターあさひ

鶴岡市熊出字日鐘31番地 3

医療生活協同組合やまがた

グループホーム和楽居

同 日枝字海老島63番地 5

医療生活協同組合やまがた

小規模多機能施設くしびき

同 上山添神明前42番 1 号

医療生活協同組合やまがた

しろにし診療所

山形市城西町四丁目27番25号

|                                          |   |                 |
|------------------------------------------|---|-----------------|
| 医療生活協同組合やまがた<br>居宅介護支援事業所虹               | 同 |                 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>住宅型有料老人ホーム協同の家虹          | 同 | 北町三丁目 1 番37号    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>デイサービス虹                  | 同 |                 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>ヘルパーステーション虹              | 同 |                 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>本部                       |   | 鶴岡市双葉町13番45号    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）    | 同 | 民田字代家田100番地 1   |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション） | 同 |                 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）      | 同 |                 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし               | 同 |                 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |                 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし               | 同 |                 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 99番地 1          |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし 2 号館          | 同 |                 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし南館             | 同 | 民田字代船附193番地     |
| 医療法人健友会<br>有料老人ホームてんまの家                  |   | 酒田市中町三丁目 2 番21号 |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションスワン                 | 同 | 5 番23号          |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」              | 同 | 2 番21号          |
| 医療法人健友会<br>介護予防特化型通所介護あゆみ                | 同 | 北新町一丁目 1 番21号   |
| 医療法人健友会<br>本間なかまちクリニック                   | 同 | 中町三丁目 4 番12号    |
| 医療法人健友会<br>本間病院                          | 同 | 5 番23号          |
| 医療法人健友会<br>本間病院居宅介護支援事業所                 | 同 |                 |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                  | 同 |                 |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち             | 同 |                 |
| 医療法人健友会<br>高見台クリニック                      | 同 | 高見台一丁目13番14号    |
| 酒田健康生活協同組合<br>健生ふれあいクリニック                | 同 | 泉町 1 番16号       |

|                                         |   |                     |
|-----------------------------------------|---|---------------------|
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院          | 同 | あきほ町30番地            |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海酒田リハビリテーション病院 | 同 | 千石町二丁目 3 番20号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                 |   | 山形市沖町79番地 1         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院              | 同 | 東原町一丁目12番26号        |
| 社会医療法人松柏会<br>至誠堂総合病院                    | 同 | 桜町 7 番44号           |
| 社会医療法人松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス          | 同 |                     |
| 社会医療法人松柏会<br>至誠堂ケアプランセンターみらい            | 同 | 旅籠町一丁目 7 番23号       |
| 社会医療法人松柏会<br>わかばクリニック                   | 同 |                     |
| 社会医療法人松柏会<br>地域包括支援センターかがやき             | 同 |                     |
| 社会医療法人松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実             | 同 |                     |
| 社会医療法人松柏会<br>サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち  | 同 |                     |
| 社会医療法人松柏会<br>至誠堂とかみクリニック                | 同 | 富神前48番地 5           |
| 社会医療法人松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所             |   | 東村山郡中山町大字長崎3030番地 1 |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                     |   | 山形市桜町 2 番68号        |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                     | 同 | 長町二丁目10番56号         |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                   |   | 天童市鎌田一丁目 7 番 1 号    |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                  |   | 山形市桜町 2 番75号        |
| 社会医療法人二本松会<br>かみのやま病院                   |   | 上山市金谷字下河原1370番地     |
| 社会医療法人二本松会<br>介護老人保健施設かなやの里             | 同 |                     |

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第746号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
村山市大字大久保地内
- 2 公共測量を実施する期間

令和 7 年10月20日から令和 8 年 2 月27日まで

3 作業の種類

公共測量（用地測量）

山形県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

最上郡舟形町堀内字沢内3309－ 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び舟形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年10月28日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 安田砂越停車場線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|-------------------------------------|------|-----------------------|---------|
| 酒田市上野曽根字上中割31番 4 から<br>同 郷野目端121番まで | 旧    | 43. 5 メートル<br>} 36. 5 | 21 メートル |
| 同 上                                 | 新    | 48. 7 メートル<br>} 36. 5 | 同 上     |

山形県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年10月28日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 安田砂越停車場線

2 供用開始の区間 酒田市上野曽根字上中割31番 4 から  
同 郷野目端121番まで

## 3 供用開始の期日 令和 7 年10月28日

## 山形県告示第750号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県企業管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西村山郡朝日町太郎～立木地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年 9 月26日から令和10年 3 月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量及び路線測量）

## 山形県告示第751号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市、南陽市、長井市、東置賜郡高畠町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び同郡飯豊町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年 9 月29日から令和 8 年 3 月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

## 山形県告示第752号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市及び最上郡最上町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年 9 月30日から令和 8 年 3 月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

## 山形県告示第753号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町荒沢地先（樋ノ沢地区）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年10月 2 日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（UAV レーザ測量）

**山形県告示第754号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年 9 月22日から令和 8 年 2 月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測深測量）

**山形県告示第755号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市宮野浦～最上郡戸沢村古口地内及び酒田市浜中～鶴岡市下名川地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年10月 7 日から同年12月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（レベル等による水準測量）

**山形県告示第756号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市内（成島町一丁目、成島町二丁目、成島町三丁目、信夫町、木場町一丁目、御廟一丁目、御廟二丁目、御廟三丁目、城西一丁目、城西二丁目、城西三丁目、松が岬一丁目、松が岬二丁目、松が岬三丁目、西大通一丁目、西大通二丁目、城北二丁目及び中央六丁目の一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年10月27日から令和 8 年 1 月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（レベル等による水準測量）

**山形県告示第757号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき村山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年10月28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 村山都市計画下水道
  - (2) 名称 村山市公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 山形県告示第758号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
日本建築検査協会株式会社  
東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前               | 変 更 後               | 変更年月日       |
|---------------------|---------------------|-------------|
| 東京都中央区日本橋二丁目12番 6 号 | 東京都中央区日本橋二丁目12番 9 号 | 令和 7. 11. 1 |

## 山形県告示第759号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4 月県規則第34号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 |                       | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日        |
|--------|-----------------------|------------|--------------|
| 氏 名    | 住 所                   |            |              |
| 水戸 忠一  | 東田川郡庄内町余目字沢田<br>161番地 | 同 左        | 令和 7. 10. 31 |

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

## 山形海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和 7 年10月28日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 1 月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第66号）第45条第 1 項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023 (630) 2685
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年10月 6 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目 4 番27号
- 5 落札金額 141,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定による公告を行った日  
令和 7 年 8 月26日